

生活排水対策重点地域（油ヶ淵周辺地域）に係る
生活排水対策推進計画
(案)

令和9年3月

西尾市

目次

第1章 はじめに	1
1-1 計画策定の背景.....	1
1-2 計画の対象地域.....	2
1-3 油ヶ淵の水質動向	2
1-4 油ヶ淵の水質汚濁の要因	3
1-5 生活排水対策の進捗状況	4
第2章 対象地域の概要及び水質の現況.....	5
2-1 対象地域の概要.....	5
2-2 水質の環境基準.....	7
2-3 対象地域内の河川等の水質状況.....	8
第3章 生活排水処理施設の整備等状況.....	11
3-1 施設の概要.....	11
3-2 各施設の整備状況	13
3-3 生活排水対策に係る啓発状況	14
第4章 生活排水対策推進計画の目標	15
4-1 生活排水対策の基本方針	15
4-2 計画の期間及び目標年度	16
4-3 計画の目標水質等	16
第5章 生活排水処理施設等の整備に関する計画.....	19
5-1 生活排水処理施設整備計画	19
第6章 生活排水対策に係る啓発に関する計画	20
6-1 啓発活動	20
6-2 市民団体の活動への支援	20
第7章 流域全体の生活排水対策の推進に関し必要な事項	21
7-1 関係行政機関等との連携	21
7-2 関係計画との調整	21
7-3 その他.....	21
第8章 参考資料.....	22
8-1 用語の説明.....	22
8-2 水質汚濁防止法.....	25
8-3 県民の生活環境の保全等に関する条例	27
8-4 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱.....	29

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵は、利水や漁業利用などの目的にとどまらず、地域住民を始めとする多くの人々が水や生息する生きものとふれあうレクリエーションの場としても重要な資源となっている。

油ヶ淵は、その流域において高度経済成長期以降の都市化に伴い、生活排水等による流入負荷が増大したことにより、環境基準を大幅に上回るような水質汚濁が進んだ。

このような状況から、油ヶ淵流域に位置する西尾市、安城市、碧南市及び高浜市（以下「流域4市」という。）は、平成3年3月に愛知県知事より水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として指定され、平成5年4月には愛知県と流域4市で「油ヶ淵水質浄化促進協議会」を設立した。

本市においては、平成4年3月に「生活排水対策推進計画」を策定し、平成8年度、平成17年度及び平成28年度に改定しつつ、油ヶ淵を中心とした水辺環境の改善を推進していくため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進めてきた。また、「高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画（油ヶ淵ルネッサンス計画）」、「全県域污水適正処理構想」、「西尾市污水適正処理構想」、「西尾市一般廃棄物処理基本計画」などと合わせて生活排水対策を一層進めるとともに、加えて市民に対して啓発を行い、市民協力のもと市内各河川や油ヶ淵において水質環境基準を達成するための幅広い生活排水対策を積極的に推進してきている。近年は各種生活排水対策の実施により、若干の水質改善はみられるものの、依然として、油ヶ淵の水質は環境基準を上回っている。このような状況を踏まえ、環境基本計画等上位計画と整合性を図りつつ、見直し改定（計画目標：令和18年度）を行う。

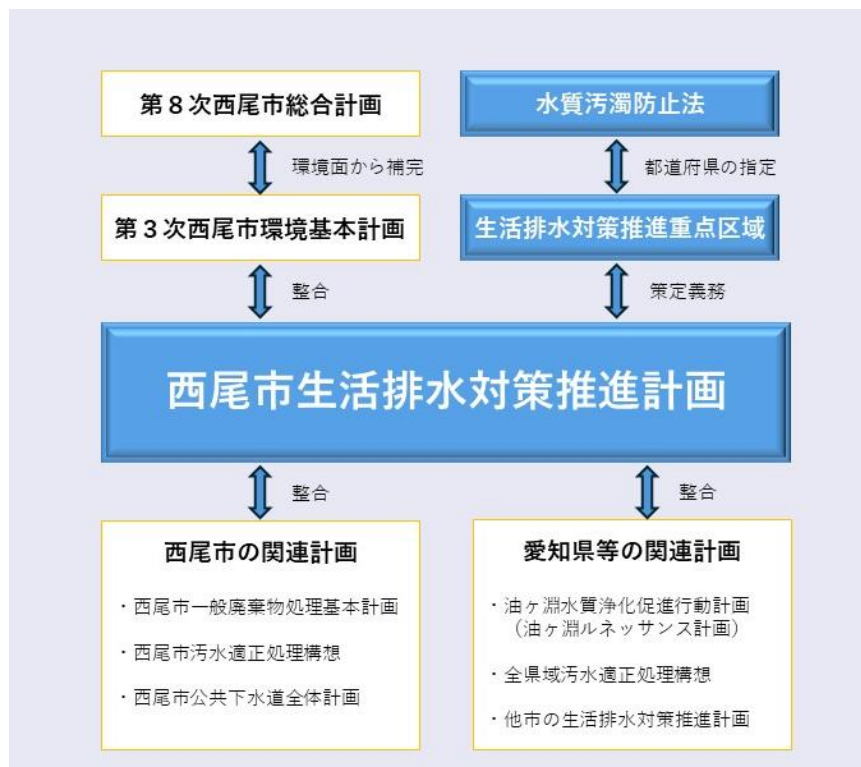


図 1-1 西尾市生活排水対策推進計画と関連計画等

1-2 計画の対象地域

本市の生活排水対策推進計画については、平成3年3月の水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定が旧西尾市地域であったことから、平成23年4月の旧幡豆郡三町との合併後も引き続き、合併前の旧西尾市地域を対象とする。

したがって、本計画中の「対象地域」は旧西尾市地域を表している。

1-3 油ヶ淵の水質動向

油ヶ淵（周囲6.3km、面積0.64km²、平均水深3.0m）は、矢作川河口の氾濫原を流れる二級河川・高浜川と、支川の長田川や半場川の接続点にある天然湖沼である。なお油ヶ淵ができたのは比較的新しく、江戸時代の初めのころに、矢作川が運ぶ土砂によって三河湾の入り江がせき止められて誕生した。

油ヶ淵は、「水質汚濁に係る環境基準」において「湖沼B類型（COD：5 mg/L以下）」に指定されているが、愛知県による令和6年度公共用水域水質調査結果をみると、油ヶ淵のCOD75%水質値は8.2 mg/Lとなっており、環境基準を達成するには至っていない。また、最も水質が悪化した時期より改善はしているが、令和6年度のCOD年間平均値は6.9 mg/Lであり、油ヶ淵水域の生活排水対策を迅速に進める必要がある。

表 1-1 油ヶ淵の水質の推移

（単位：mg/L）

年 度	昭和 59		平成 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
COD75%水質値	16		10	9.8	10	11	12	10	9.4	10	9.3	9.9	9.5	11	9.7	10	9.8	9.0
COD年間平均値	16		8.6	9.2	10	11	11	9.6	8.7	9.5	8.9	8.8	8.4	9.1	8.3	8.6	8.1	7.5
全国ワースト順位	2		6	4	4	4	3	5	5	5	8	5	8	3	6	4	8	11

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	令和 30	元	2	3	4	5	6
COD75%水質値	7.6	6.7	7.0	7.6	7.5	7.7	7.5	7.2	7.4	7.4	6.9	8.1	7.9	6.6	7.3	7.0	8.2
COD年間平均値	6.7	5.9	6.6	6.8	6.8	6.9	6.9	6.5	6.9	6.7	6.5	6.6	6.9	6.4	6.7	6.4	6.9
全国ワースト順位	16	21	15	14	14	9	15	16	11	15	17	16	15	21	15	21	20

出典：油ヶ淵電子図書館HP

1-4 油ヶ淵の水質汚濁の要因

油ヶ淵の水質汚濁の要因として、①流入する河川の汚濁負荷量が多いこと、②油ヶ淵における内部生産（湖沼内部で植物プランクトン等により有機物等が生産される）が行われることが挙げられる。

（１）流入河川の汚濁負荷量の現況

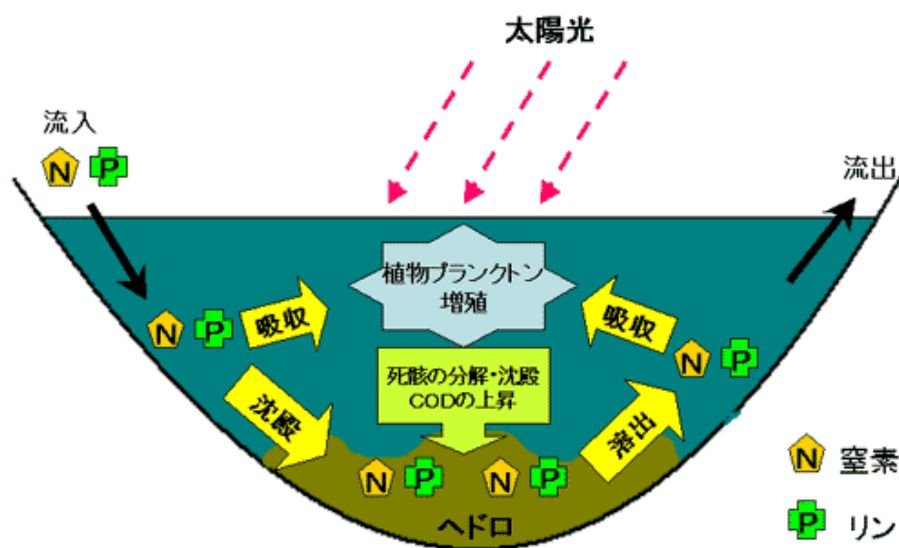
油ヶ淵に流入する河川から、汚濁物質が流れ込んでいる。その汚濁物質は上流に位置する家庭及び工場等から排出されるもの（非降雨時負荷）と、雨水とともに道路及び農地等から流れ込むもの（降雨時負荷）に分けられる。

また、非降雨時負荷については、発生源別に分けられ、汚濁負荷の発生源としては、生活系、産業系及びその他（田畑含む。）に大別できる。

（２）閉鎖性水域における内部生産

内部生産とは、湖沼、内湾など閉鎖性水域で、植物プランクトンの増殖や光合成により有機物が生産されることである。植物プランクトンの増殖には窒素やリンが不可欠であり、これら栄養塩類の水域への流入量を削減することにより、過剰な内部生産を抑制することができるといわれている。

油ヶ淵においても、内部生産が行われており、過剰な内部生産を抑制するためには、上流域から流れ込んでくる窒素及びリンの削減が重要である。



出典：油ヶ淵電子図書館 HP

図 1-2 油ヶ淵における内部生産イメージ図

1-5 生活排水対策の進捗状況

平成 28 年度に改定した「生活排水対策推進計画」では、令和 8 年度を目標年度とし、それまでに汚水処理人口普及率（生活排水処理人口/全人口）100%（対象地域）を目指している。ここでは前計画を振り返り、生活排水処理施設整備の進捗状況について整理した。

公共下水道の整備については、目標年度までに 95,046 人分の生活排水を処理することとしている。これに対し、令和 6 年度における処理区域内人口の実績は 91,763 人であった。

農業集落排水施設については、目標年度までに 9,187 人分の生活排水を処理することとしている。これに対し、令和 6 年度における処理区域内人口の実績は 9,796 人であった。

合併処理浄化槽に関しては、目標年度までに 1,631 人の生活排水を処理することとしているが、平成 30 年 2 月策定の西尾市行財政改革第 5 次実行計画において、本市の下水道事業計画（汚水対策）の抜本的見直し方針が決定し、下水道整備凍結区域が定められたため、浄化槽設置区域が拡大し、令和 6 年度における処理区域内人口の実績は 5,468 人であった。

表 1-2 生活排水対策の進捗状況（対象地域）

（単位：人）

項 目	計画策定年度 平成 28 年度	令和 6 年度	計画目標年度 令和 8 年度
人 口	113,710	113,805	105,864
公共下水道人口	87,056	91,763	95,046
農業集落排水人口	9,772	9,796	9,187
浄化槽人口	6,648	5,468	1,631
生活排水処理人口	103,476	107,027	105,864
汚水処理人口普及率	91%	94%	100%

※計画目標年度の人口は平成 28 年度作成の将来人口推計値

表 1-3 生活排水対策の進捗状況（油ヶ淵流域）

（単位：人）

項 目	計画策定年度 平成 28 年度	令和 6 年度	計画目標年度 令和 8 年度
人 口	6,852	6,732	6,947
公共下水道人口	6,116	5,979	6,365
農業集落排水人口	707	724	582
浄化槽人口	17	19	0
生活排水処理人口	6,840	6,722	6,947
汚水処理人口普及率	99%	99%	100%

※計画目標年度の人口は平成 28 年度作成の将来人口推計値

第2章 対象地域の概要及び水質の現況

2-1 対象地域の概要

(1) 位置

本市は、愛知県の中央南部の矢作川下流に位置し、名古屋から約 35 km 圏内にある。計画の対象地域は概ね平坦であり、面積は 75.78 km²で、愛知県土の 1.5% にあたり、東西 15.06 km、南北 11.09 km に広がっている。

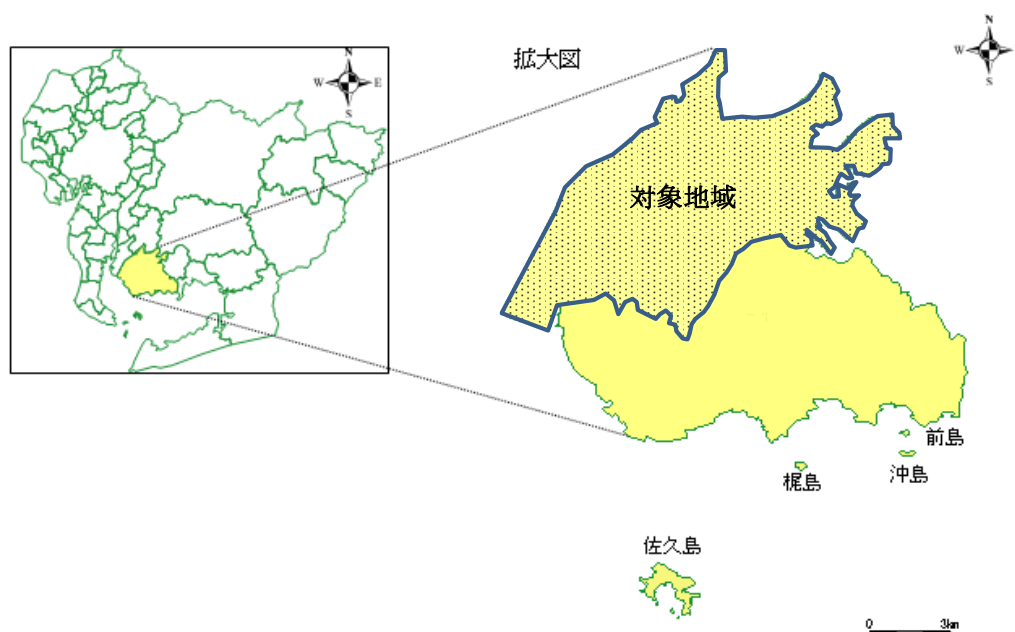


図 2-1 本市及び対象地域の位置図

(黄色：現西尾市範囲)
(網掛け：旧西尾市範囲)

(2) 人口

①人口の推移（実績値）

対象地域の人口は、令和元年度に 115,079 人に達した後は減少に転じ、令和7年度の実績値では 113,771 人となっている。

表 2-1 人口の推移（実績値）

区分 年度	対象地域人口（人）	油ヶ淵流域人口（人）
平成 28 年度	113,710	6,852
平成 29 年度	114,267	6,803
平成 30 年度	115,035	6,852
令和元年度	115,079	6,843
令和 2 年度	114,402	6,846
令和 3 年度	114,022	6,753
令和 4 年度	113,946	6,644
令和 5 年度	113,911	6,726
令和 6 年度	113,805	6,732
令和 7 年度	113,771	6,664

資料：行政区別人口世帯数一覧表

②人口の推移（推計値）

本市の今後の推計では、継続して人口が減少し、計画の目標年度には対象地域では 108,142 人、油ヶ淵流域では 6,190 人程度になると見込まれる。

表 2-2 人口の推移（推計値）

区分 年度	対象地域人口（人）	油ヶ淵流域人口（人）
令和 8 年度	113,527	6,655
令和 9 年度	113,285	6,617
令和 10 年度	112,920	6,581
令和 11 年度	112,547	6,536
令和 12 年度	112,098	6,493
令和 13 年度	111,569	6,452
令和 14 年度	110,971	6,401
令和 15 年度	110,326	6,349
令和 16 年度	109,645	6,301
令和 17 年度	108,910	6,242
令和 18 年度	108,142	6,190

資料：西尾市将来人口推計報告書基礎データ（2025.4.1 時点の住民基本台帳人口から推計）

(3) 河川

対象地域には、1級河川が6河川、2級河川が3河川、計9河川が流れており、代表河川である矢作川についてみると、流域面積は1,830 km²で流路延長は117 kmにも及ぶ。

また、本市は油ヶ淵には接していないが、朝鮮川が油ヶ淵に流入している。



図 2-2 対象地域の河川図

2-2 水質の環境基準

対象地域内の公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況は、表2-3に示すとおりである。

表 2-3 河川の該当類型と生活環境項目環境基準値・目標値

水域	該当類型	基準値 (目標値)				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
矢作川下流	A 類型河川	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
矢作古川 朝鮮川	B 類型河川	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
鹿乗川	C 類型河川	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—

2-3 対象地域内の河川等の水質状況

河川水質の状況を監視するため、主要河川において水質調査を実施している（測定地点図2-2参照）。環境基準が設定されている矢作川下流、矢作古川、鹿乗川、朝鮮川で河川の代表的な水質汚濁指標であるBODは環境基準に適合している。その他の環境基準指標についても概ね環境基準値内で推移している。

(1) pH

表 2-4 水質の推移（pH年平均値）

	河川名	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	朝鮮川	山田橋	6.8	7.0	7.0	7.2	6.9
②	西浅井工業団地排水路	野島橋	7.2	7.3	7.3	7.4	7.2
③	安藤川	川田橋	7.1	7.3	7.2	7.3	7.0
④	北浜川	北浜橋	7.3	7.4	7.4	7.5	7.2
⑤	二の沢川	合流点	7.0	7.3	7.3	7.4	7.0
⑥	堀割川	上縄橋	7.0	7.5	7.4	7.5	7.3
⑦	矢作川	米津大橋	7.4	7.3	7.5	7.2	7.2
⑧	矢作古川	古川頭首工	7.1	7.4	7.0	7.4	7.2
⑨	鹿乗川	米津小橋	7.2	7.3	7.4	7.2	7.3
⑩	朝鮮川	坂下小橋	7.1	6.9	7.3	7.0	7.0

(2) DO

表 2-5 水質の推移（DO年平均値）

(単位：mg/L)

	河川名	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	朝鮮川	山田橋	8.2	12.3	7.5	8.9	8.2
②	西浅井工業団地排水路	野島橋	8.8	10.2	7.7	9.3	8.7
③	安藤川	川田橋	8.9	9.3	6.9	8.2	8.1
④	北浜川	北浜橋	9.2	10.7	7.7	8.9	8.8
⑤	二の沢川	合流点	7.4	9.9	6.9	9.2	8.1
⑥	堀割川	上縄橋	7.3	11.1	6.3	7.7	7.5
⑦	矢作川	米津大橋	10.0	9.9	10.0	9.6	9.7
⑧	矢作古川	古川頭首工	9.1	9.5	9.3	9.3	9.2
⑨	鹿乗川	米津小橋	7.8	8.9	7.7	8.3	9.1
⑩	朝鮮川	坂下小橋	10.0	9.2	9.7	8.6	9.5

(3) BOD

表 2-6 水質の推移 (BOD年平均値)

(単位: mg/L)

	河川名	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	朝鮮川	山田橋	1.5	2.9	3.3	1.6	1.4
②	西浅井工業団地排水路	野島橋	1.7	2.5	1.9	1.8	2.4
③	安藤川	川田橋	2.3	2.2	2.1	2.0	2.3
④	北浜川	北浜橋	1.8	1.8	1.7	1.8	6.5
⑤	二の沢川	合流点	2.5	2.1	2.7	1.9	2.5
⑥	堀割川	上縄橋	2.2	3.6	2.5	2.6	1.3
⑦	矢作川	米津大橋	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9
⑧	矢作古川	古川頭首工	1.0	0.6	1.3	0.7	1.2
⑨	鹿乗川	米津小橋	2.2	2.0	2.5	1.5	1.7
⑩	朝鮮川	坂下小橋	1.4	1.6	1.4	1.5	1.2

(4) COD

表 2-7 水質の推移 (COD年平均値)

(単位: mg/L)

	河川名	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	朝鮮川	山田橋	4.6	5.8	6.8	5.0	8.4
②	西浅井工業団地排水路	野島橋	5.6	5.9	6.7	5.9	8.8
③	安藤川	川田橋	5.3	5.5	6.7	5.8	7.1
④	北浜川	北浜橋	4.4	4.6	5.8	5.3	11.3
⑤	二の沢川	合流点	5.0	4.6	6.7	5.0	6.6
⑥	堀割川	上縄橋	5.2	7.5	6.7	6.2	5.9
⑦	矢作川	米津大橋	2.2	1.9	2.3	2.1	2.5
⑧	矢作古川	古川頭首工	3.1	2.7	3.0	2.9	3.3
⑨	鹿乗川	米津小橋	5.3	4.8	5.4	5.0	5.0
⑩	朝鮮川	坂下小橋	5.2	5.2	5.3	5.2	5.0

(5) 全窒素

表 2-8 水質の推移 (全窒素年平均値)

(単位: mg/L)

	河川名	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	朝鮮川	山田橋	2.6	2.7	5.1	2.6	2.1
②	西浅井工業団地排水路	野島橋	3.9	1.8	1.9	2.1	2.5
③	安藤川	川田橋	4.8	1.6	2.2	2.6	2.2
④	北浜川	北浜橋	2.5	2.8	3.2	1.7	1.6
⑤	二の沢川	合流点	3.3	2.3	3.8	3.2	3.2
⑥	堀割川	上縄橋	4.5	4.2	5.1	2.2	5.1
⑦	矢作川	米津大橋	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6
⑧	矢作古川	古川頭首工	0.9	0.6	0.9	0.6	0.9
⑨	鹿乗川	米津小橋	1.8	2.0	1.9	1.6	1.7
⑩	朝鮮川	坂下小橋	2.9	2.7	2.8	2.4	2.5

(6) 全リン

表 2-9 水質の推移 (全リン年平均値)

(単位: mg/L)

	河川名	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	朝鮮川	山田橋	0.23	0.27	0.41	0.22	0.30
②	西浅井工業団地排水路	野島橋	0.20	0.16	0.20	0.19	0.20
③	安藤川	川田橋	0.19	0.17	0.21	0.25	0.20
④	北浜川	北浜橋	0.18	0.16	0.15	0.22	0.18
⑤	二の沢川	合流点	0.13	0.08	0.13	0.18	0.17
⑥	堀割川	上縄橋	0.18	0.15	0.17	0.18	0.17
⑦	矢作川	米津大橋	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
⑧	矢作古川	古川頭首工	0.07	0.04	0.06	0.05	0.07
⑨	鹿乗川	米津小橋	0.22	0.18	0.24	0.19	0.18
⑩	朝鮮川	坂下小橋	0.21	0.20	0.18	0.16	0.17

(7) SS

表 2-10 水質の推移 (SS年平均値)

(単位: mg/L)

	河川名	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	朝鮮川	山田橋	23.5	23.0	13.0	9.5	38.5
②	西浅井工業団地排水路	野島橋	12.8	16.3	15.3	16.8	16.0
③	安藤川	川田橋	11.5	16.8	13.8	13.0	11.0
④	北浜川	北浜橋	13.5	12.5	11.8	8.3	63.5
⑤	二の沢川	合流点	21.0	14.3	12.0	13.8	39.0
⑥	堀割川	上縄橋	21.3	11.5	12.8	9.8	15.5
⑦	矢作川	米津大橋	5.0	5.0	5.0	5.0	6.0
⑧	矢作古川	古川頭首工	8.0	4.0	5.0	5.0	7.0
⑨	鹿乗川	米津小橋	14.0	14.0	18.0	14.0	12.0
⑩	朝鮮川	坂下小橋	19.0	13.0	13.0	13.0	13.0

(8) 大腸菌数

表 2-11 水質の推移 (大腸菌数年平均値)

(単位: CFU/100mL)

	河川名	測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	朝鮮川	山田橋	-	-	178	176	218
②	西浅井工業団地排水路	野島橋	-	-	273	80	145
③	安藤川	川田橋	-	-	395	51	14
④	北浜川	北浜橋	-	-	313	115	218
⑤	二の沢川	合流点	-	-	275	231	150
⑥	堀割川	上縄橋	-	-	151	152	108
⑦	矢作川	米津大橋	-	-	34	85	140
⑧	矢作古川	古川頭首工	-	-	31	61	99
⑨	鹿乗川	米津小橋	-	-	-	-	-
⑩	朝鮮川	坂下小橋	-	-	140	520	300

注) 令和3年度までは大腸菌群数での水質調査のため、令和4年度からの水質調査結果

第3章 生活排水処理施設の整備等状況

3-1 施設の概要

生活排水を適正に処理するために以下のような施設がある。

- ・ 公共下水道・流域下水道
- ・ 農業集落排水施設
- ・ 漁業集落排水施設
- ・ コミュニティ・プラント
- ・ 合併処理浄化槽

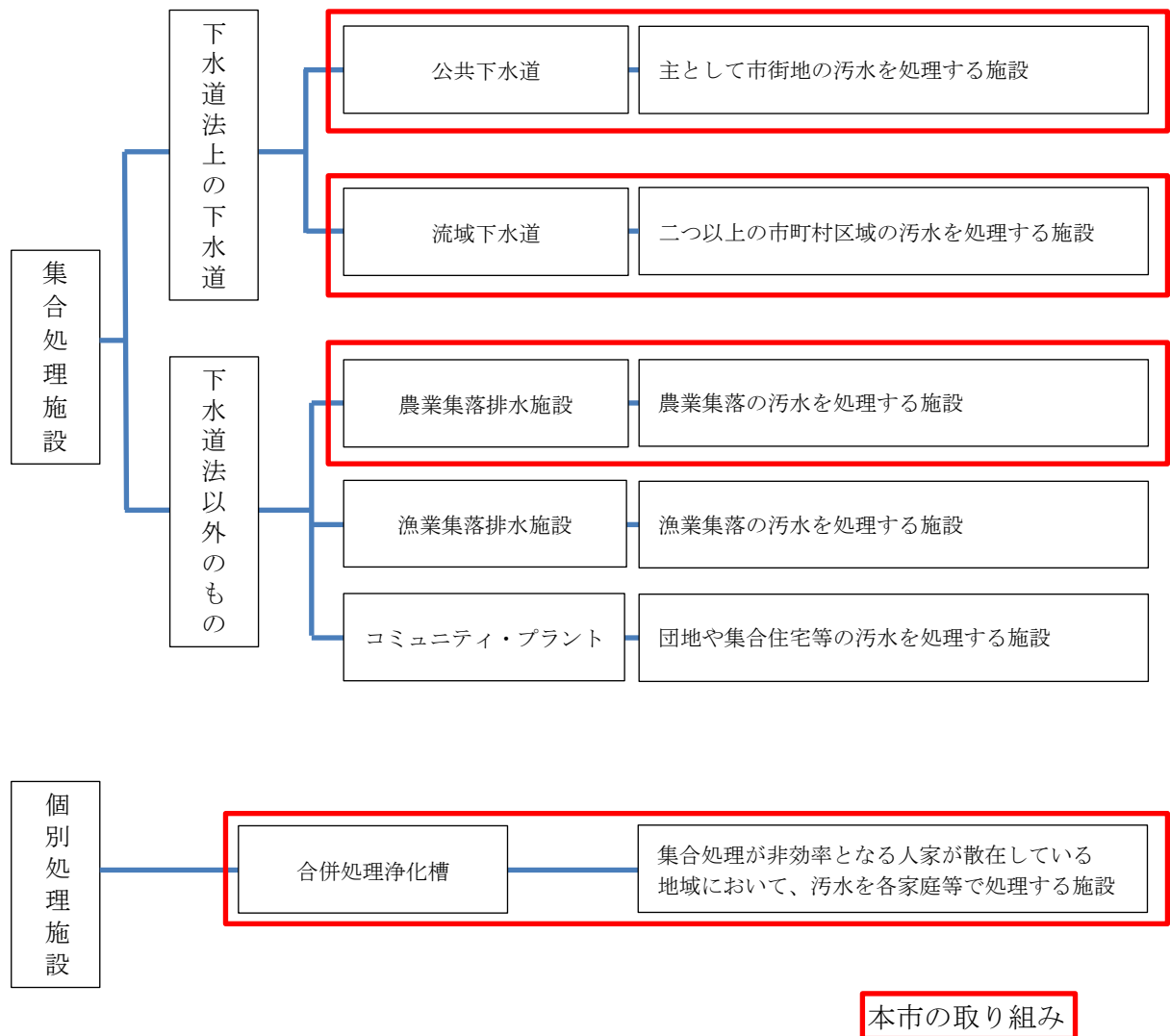


図3-1 生活排水処理施設の種類（全県域污水適正処理構想）

本市では、各家庭から排出されるし尿及び生活雑排水を以下のような処理系統で処理している。

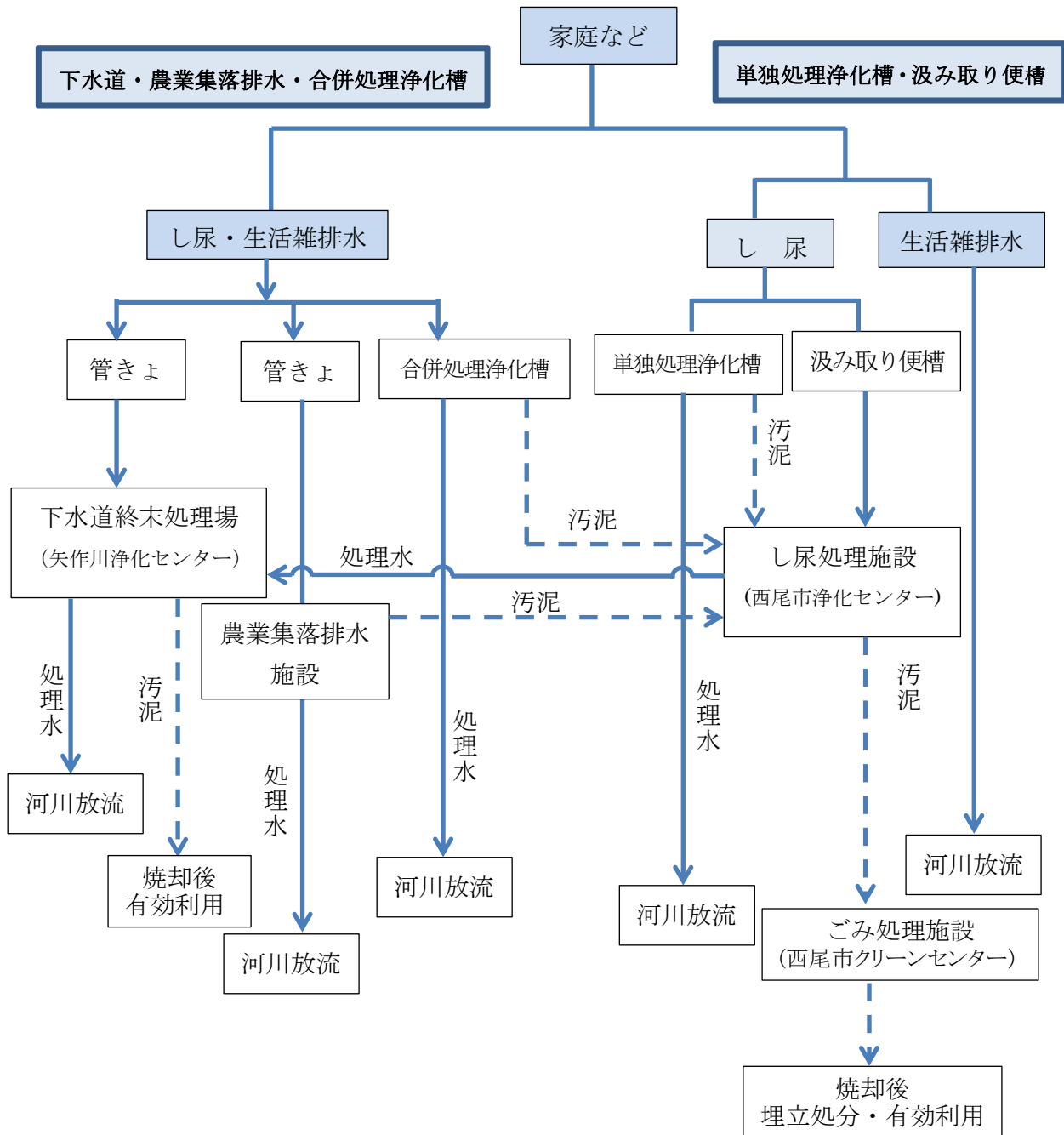


図 3-2 生活排水の処理系統

3-2 各施設の整備状況

対象地域では生活排水を適正処理するため、各種生活排水処理施設の整備を推進してきた。
以下に各施設の整備状況を示す。

(1) 公共下水道

公共下水道は、矢作川流域下水道関連事業として平成4年度から供用開始している。整備状況は以下のとおりである。

表 3-1 公共下水道の整備状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備面積 (ha)	対象地域	1,783.85	1,790.24	1,847.54	1,879.54	1,890.62	1,899.72
	油ヶ淵流域	104.2	104.41	104.41	104.41	104.41	104.41
処理区域内人口 (人)	対象地域	89,361	88,991	90,079	90,667	91,533	91,763
	油ヶ淵流域	6,094	6,113	6,018	5,892	5,970	5,979

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は10地区で整備されており、油ヶ淵流域は平成12年度から供用開始となっている。

表 3-2 農業集落排水施設の整備状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備面積 (ha)	対象地域	209	209	209	209	209	209
	油ヶ淵流域	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9	16.9
処理区域内人口 (人)	対象地域	9,807	10,061	9,977	9,939	9,895	9,796
	油ヶ淵流域	721	705	704	721	727	724

(3) 浄化槽

浄化槽は平成26年度より合併処理浄化槽の転換設置に対する補助事業を行い、整備を推進してきた。

表 3-3 合併処理浄化槽の整備状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理区域内人口 (人)	対象地域	6,345	6,294	6,080	5,916	5,560	5,468
	油ヶ淵流域	19	19	20	20	19	19

3-3 生活排水対策に係る啓発状況

対象地域では平成3年度に「生活排水対策推進計画」を策定し、以降、改定等を行いつつ、推進計画に基づき、地域ぐるみの生活排水対策を推進している。

以下に対象地域の主な活動内容を示す。

(1) 河川美化運動

北浜川、矢作川においてクリーン作戦を実施している。

(2) 油ヶ淵浄化デーの開催

愛知県及び流域4市では、平成4年度より毎年7月第4日曜日を「油ヶ淵浄化デー」と定め、地元町内会をはじめ学校、市民団体、企業等と協力し、油ヶ淵周辺及び流入河川周辺の清掃活動を実施している。

(3) アクション油ヶ淵の開催

油ヶ淵の環境や水質について、理解を深める体験イベントとして毎年開催している。

(4) アースデイ碧海油ヶ淵ブース出展

油ヶ淵の水を水質調査して、油ヶ淵の濁りを実感し、環境基準と比較することで、油ヶ淵水質浄化促進協議会が油ヶ淵の水質浄化に向けて取組を行っていることに関心を持ってもらう活動として実施している。

(5) 「下水道の日」の啓発活動

下水道の日に合わせて、市は下水道接続と合併処理浄化槽への転換を促す市民啓発イベントを市内スーパー等でのぼりの設置と啓発品の配布を行い、市民に下水道と合併処理浄化槽の重要性を伝え、水環境保全への意識向上と協力を呼びかけている。

(6) クリーン排水推進月間及び浄化槽強調月間

愛知県では毎年10月を「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」と定め、生活排水の啓発活動や、浄化槽の適正使用に関する普及活動を実施しており、本市では、広報にしお10月号に浄化槽の適正な維持管理に係る啓発記事の掲載と矢作川で「川と海のクリーン大作戦」を実施している。

第4章 生活排水対策推進計画の目標

4-1 生活排水対策の基本方針

(1) 生活排水処理施設整備

①公共下水道

公共下水道整備は、概ね完了しており、今後、接続の促進及び普及活動を強化していく。

②農業集落排水施設

農業集落排水施設は、10地区で整備されており、今後は、令和7年度策定の西尾市公共下水道全体計画に基づき、公共下水道への接続を進めていく。

③浄化槽

公共下水道や農業集落排水の施設整備がなされない地域では、単独処理浄化槽や汲み取り便槽による処理を行っている家庭に対して、合併処理浄化槽への転換を推進していく。

(2) 啓発活動

生活排水処理施設の整備は進んでいるものの、生活排水対策には、市民一人ひとりの自覚と実践が不可欠である。このため、生活排水対策に関する啓発活動を一層推進する。

また、市民が主体となって取り組む「みどり川クリーン作戦」に代表される河川清掃活動を広めていくとともに、市内小売店舗等と連携した啓発用品の配布など、効果的な啓発活動を継続して実施し、市民の河川浄化意識の醸成に努める。

(3) 生活排水対策の推進体制及び役割分担

市民、市、県のそれぞれが役割を担い、生活排水対策を推進していくものとする。

表 4-1 各役割分担

市民の役割	
	台所などの対策
	浄化槽の適正な管理
	地域活動への参加
市の役割	
	農業集落排水施設を公共下水道へ接続
	公共下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理
	合併処理浄化槽の普及
	普及啓発活動
	水質監視
県の役割	
	生活排水対策に関する基本方針の策定
	市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整
	市町村に対する支援

4-2 計画の期間及び目標年度

計画の期間は令和9年度から令和18年度の10年間とし、目標年度は令和18年度とする。

4-3 計画の目標水質等

(1) 目標水質等

対象地域主要河川のうち、水質環境基準がある河川は矢作川下流、矢作古川、朝鮮川、鹿乗川の4河川である。その他の河川については、環境基準値は設定されていない。水質環境基準のある河川については、環境基準値を目標とし、基準値のない河川のうち、特に市民生活と結びつきの強い河川について以下のように目標を定める。

①北浜川

北浜川は対象地域を南北に流れる河川で、街の中心部には桜並木があり春先の花見やマルシェ等の会場となっているなど、市民生活と結びつきの強い河川である。水質汚濁の大きな要因は生活排水であるが、対象地域では公共下水道の整備が進み、年々水質は改善されてきている。さらに、川をきれいにしようと平成2年から始まった「みどり川クリーン作戦」も市民の参加が増え、市内でも大きな活動となっている。今後は引き続き水質の浄化を図り、市民生活に潤いと安らぎを与える河川とすることを目標とする。

②須美川

須美川は対象地域東部を流れる小河川であるが、生活排水の流入が少なく、水のきれいな河川で、魚類など生物相も豊かである。上部には平原の滝があり、納涼、キャンプなど四季を通じて市民が自然と触れ合う憩いの場となっている。

したがって、須美川においては、現在の水環境を保全し、流域ではホタルが飛び交う河川とすることを目標とする。

(2) 目標汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率を目標年度までに100%とし、今後は農業集落排水施設を公共下水道へ接続するように努める。また、浄化槽の適正な維持管理や単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の推進に努める。

表 4-2 生活排水の処理形態別人口内訳（対象地域）

区 分			令和 6 年度	中間目標年度 令和 13 年度	目標年度 令和 18 年度
人 口			113,805	111,569	108,142
汚水処理人口普及率			94%	97%	100%
生活排水 処理人口 (人)	内 訳	公共下水道	91,763	90,569	92,009
		農業集落排水施設	9,796	9,271	4,849
		合併処理浄化槽	5,468	8,894	11,284
	合 計		107,027	108,734	108,142
生活雑排水 未処理人口 (人)	内 訳	単独処理浄化槽	5,563	2,327	0
		汲み取り便槽	1,215	508	0
	合 計		6,778	2,835	0

資料：西尾市将来人口推計報告書基礎データ（2025.4.1 時点の住民基本台帳人口から推計）

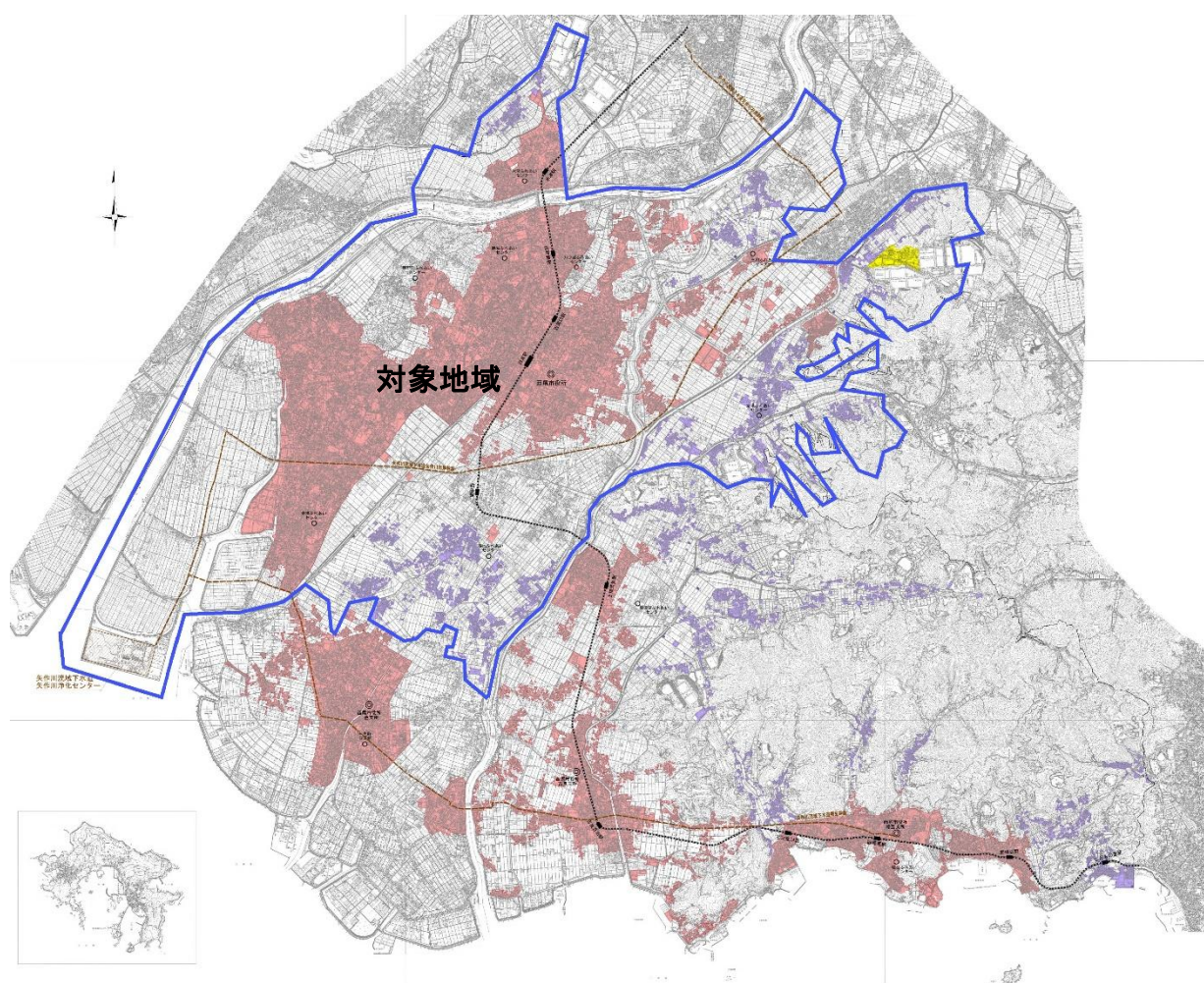
油ヶ淵流域については、公共下水道の整備予定区域の整備は完了しており、今後は農業集落排水施設を公共下水道へ接続するように努めるとともに、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、汚水処理人口普及率を100%とすることを目標としている。

表 4-3 生活排水の処理形態別人口内訳（油ヶ淵流域）

区 分			令和 6 年度	中間目標年度 令和 13 年度	目標年度 令和 18 年度
人 口			6,732	6,452	6,190
汚水処理人口普及率			99%	99%	100%
生活排水 処理人口 (人)	内 訳	公共下水道	5,979	5,730	5,496
		農業集落排水施設	724	693	665
		合併処理浄化槽	19	23	29
	合 計		6,722	6,446	6,190
生活雑排水 未処理人口 (人)	内 訳	単独処理浄化槽	8	6	0
		汲み取り便槽	2	0	0
	合 計		10	6	0

資料：西尾市将来人口推計報告書基礎データ（2025.4.1 時点の住民基本台帳人口から推計）

名 称	色	記 号
流域関連公共下水道	赤	
農業集落排水	紫	
集中浄化槽	黄	
合併処理浄化槽	上記集合処理区域外全て	



出典：西尾市污水適正処理構想（2022 年中間見直し版）

図 4-1 本市及び対象地域の構想図

第5章 生活排水処理施設等の整備に関する計画

5-1 生活排水処理施設整備計画

生活排水を処理できる施設として公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽が挙げられる。以下にその整備計画を示す。

(1) 公共下水道

公共下水道は計画的な整備が概ね完了しており、その後も農業集落排水施設の公共下水道への接続が進むにつれて公共下水道人口は増加し、目標年度までに 92,009 人（油ヶ淵流域 5,496 人）となる。

表 5-1 公共下水道整備計画

年 度		令和 6 年度	中間目標年度 令和 13 年度	目標年度 令和 18 年度
区 分				
供用面積 【ha】	対象地域	1,899.72	1,947.00	2,093.80
	油ヶ淵流域	104.41	109.6	109.6
処理区域内 人口【人】	対象地域	91,763	90,569	92,009
	油ヶ淵流域	5,979	5,730	5,496

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は整備が完了しており、今後は農業集落排水施設を公共下水道へ接続に努める。目標年度には 4,849 人（油ヶ淵流域 665 人）となる。

表 5-2 農業集落排水施設の整備計画

年 度		令和 6 年度	中間目標年度 令和 13 年度	目標年度 令和 18 年度
区 分				
処理区域内 人口【人】	対象地域	9,796	9,271	4,849
	油ヶ淵流域	724	693	665

(3) 浄化槽

浄化槽は、公共下水道、農業集落排水施設の未整備地域における生活排水対策の最も有効な手段であり、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換が進むにつれての浄化槽人口は増加していくため、目標年度には 11,284 人（油ヶ淵流域 29 人）となる。

表 5-3 浄化槽の整備計画

年 度		令和 6 年度	中間目標年度 令和 13 年度	目標年度 令和 18 年度
区 分				
処理区域内 人口【人】	対象地域	5,468	8,894	11,284
	油ヶ淵流域	19	23	29

第 6 章 生活排水対策に係る啓発に関する計画

6-1 啓発活動

(1) 油ヶ淵水質浄化促進協議会による啓発活動の実施

毎年 7 月第 4 日曜日を基準に行われる「油ヶ淵浄化デー」を今後も実施していくとともに、「アクション油ヶ淵」、「アースデイ碧海油ヶ淵」のブース出展などによる生活排水に関する水質浄化についての啓発活動を継続して行っていく。

(2) 市民との協働による啓発活動

市及び市民団体による環境イベント等で生活排水対策の啓発活動を実施し、生活排水啓発用品等の配布を通して市民に周知を図る。

6-2 市民団体の活動への支援

北浜川は市民生活と最も結びつきの強い河川であり、浄化及び美化に対する市民の期待も大きく、市民団体主催により平成 2 年度から「みどり川クリーン作戦」が実施されている。今後も市民団体の自主性を尊重しつつ、市民団体との協働による河川浄化活動を進めていく。

第7章 流域全体の生活排水対策の推進に関し必要な事項

7-1 関係行政機関等との連携

流域の水質保全や施設整備は、本市のみで実施できるものではないため、本市以外の流域市（安城市、碧南市、高浜市）、県、豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会、油ヶ淵水質浄化促進協議会、豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会及び関係行政機関等と十分な連携・調整を図り、総合的で広域的な生活排水対策を実施していく。

7-2 関係計画との調整

下水道計画等の大幅な変更等が行われる場合において、本計画についての修正についても協議することとする。

7-3 その他

公共用水域の水質の監視を今後も行っていくとともに、水質汚濁防止に係る調査研究を愛知県及びその他関係機関と協力し、行っていく。

第 8 章 参考資料

8-1 用語の説明

「生活排水」

日常生活に伴って排出される汚水で、トイレ（し尿）と台所、洗濯、風呂等からの排水をいう。近年においても河川や海の汚濁原因となる割合は高く、生活排水対策は重要な問題となっている。なお、「生活雑排水」は、生活排水のうち、し尿を除くものをいう。

「水質汚濁防止法」

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域の水質の汚濁防止を図ること等を目的とした法律である。

「水域類型」

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の種類のことをいう。

「公共用水域」

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びそれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものを除く。）をいう。

「pH（水素イオン濃度）」

水の酸性、アルカリ性の程度を示すもので、7 を中性とし、0 以上 7 未満は酸性、7 より大きく 14 以下はアルカリ性を示す。pH の急激な変化は酸、アルカリ等の有害物質の混入など異常があったことを推定させる。

「BOD（生物化学的酸素要求量）」[Biochemical Oxygen Demand]

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が微生物により分解される時に必要な酸素量をいう。この数値が大きいことは、その水の中に微生物に分解されやすい汚濁物質が多いことを意味する。

「COD（化学的酸素要求量）」[Chemical Oxygen Demand]

主として、有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素量をいう。この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味する。微生物により酸化分解される有機物質とそうでない有機物質の区別、有機物質と酸化される無機物質の区別ができないため、BOD とは異なった値を示す。

「SS（浮遊物質）」[Suspended Solid]

浮遊物質とは水中に浮遊している粒径 2 mm以下の物質（砂粒、プランクトンなど）で、指定のろ過材で濾過、乾燥させてその重量を測り水中の濃度で表す。単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、有機物の場合には腐敗して溶存酸素を消費し、さらに魚類のえらに付着して、へい死させたりする。

「75%水質値」

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目【 n は日間平均値のデータ数】のデータの値（ $0.75 \times n$ の値が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる）。

「DO（溶存酸素量）」[Dissolved Oxygen]

水中に溶け込んでいる酸素量で、水中に住む生物の活動や繁殖に欠かすことができない。有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸化分解し、酸素を消費するためDOの値は低くなる。

「大腸菌数」

大腸菌そのものは無害で人体内にも多量に存在しているが、糞尿とともに排出されるので、病原菌汚染の間接的指標として重要である。

「全窒素（T-N）及び全リン（T-P）」

水中の窒素及びリンの濃度が上昇し水域が富栄養化すると、透明度の低下等による景観の悪化、水道水の異臭味や浄水場濾過障害の発生、魚介類のへい死等の障害が起こる。

「下水道」

生活排水や有機性汚水を未処理のまま公共用水域に排出すると水質汚濁物質や悪臭などの発生の原因となる。し尿や生活雑排水を終末処理場で処理する下水道は、河川や海域といった水環境の水質保全だけでなく、衛生上の問題を解決するためにも重要な施設である。

「農業集落排水施設」

農業振興地域で、集落単位で整備され、集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水又は雨水を処理する施設で、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としている。

「漁業集落排水施設」

漁港背後集落の特性に適した小規模集合処理方式の汚水処理システムであり、漁業集落の生活環境の向上を図るとともに、漁港・漁場の水域環境の保全に寄与する施設である。

「コミュニティ・プラント」

団地や集落などの単位で、各家庭からし尿と生活雑排水を併せて管路により収集し集合処理する施設であって、廃棄物処理施設整備国庫補助事業の対象施設となったものをいう。

「単独処理浄化槽」

し尿（水洗トイレの汚水）だけを単独で処理する浄化槽。

「合併処理浄化槽」

し尿と生活雑排水の両方を併せて処理する浄化槽。

8-2 水質汚濁防止法

(昭和 45 年 12 月)

以下に、水質汚濁防止法の生活排水対策に関わる部分を示す。

<水質汚濁防止法（第二章の二 生活排水対策の推進 抜粋）>

（国及び地方公共団体の責務）

第十四条の五 市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（以下「生活排水処理施設」という。）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。

2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

（国民の責務）

第十四条の六 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

（生活排水を排出する者の努力）

第十四条の七 生活排水を排出する者は、下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の整備に努めなければならない。

（生活排水対策重点地域の指定等）

第十四条の八 都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定しなければならない。

一 水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であつて水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 生活排水対策重点地域の指定をしようとする地域に係る公共用水域が他の都府県の区域にわたる場合においては、都府県知事は、その指定をしようとする旨を当該他の都府県の都府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の指定をしたときは、その旨を公表するとともに

に、当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（以下「生活排水対策推進市町村」という。）に通知しなければならない。

5 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の策定等）

第十四条の九 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画（以下「生活排水対策推進計画」という。）を定めなければならない。

2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

二 生活排水処理施設の整備に関する事項

3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。

4 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。

5 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に関し助言をし、その推進に関し特に必要があると認める場合にあつては勧告をすることができる。

7 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の推進）

第十四条の十 生活排水対策推進市町村は、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図りながら、生活排水対策推進計画に定められた生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導等）

第十四条の十一 生活排水対策推進市町村の長は、生活排水対策推進計画を推進するために必要と認める場合には、その生活排水対策重点地域において生活排水を排出する者に対し、指導、助言及び勧告をすることができる。

8-3 県民の生活環境の保全等に関する条例

(平成 15 年：愛知県)

「県民の生活環境の保全等に関する条例」は平成 15 年 10 月に施行され、同条例第 83 条第 2 項の規定に基づき、「生活排水対策に関する基本方針」が策定された。

以下に、条例の生活排水対策に関わる部分を抜粋したものと基本方針の概要を示す。

＜県民の生活環境の保全等に関する条例（第三章 第三節 生活排水対策 抜粋）＞

第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第三節 生活排水対策

(生活排水対策に関する施策の実施等)

第八十三条 県は、生活排水対策（生活排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第九項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策をいう。以下同じ。）に係る広域にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 知事は、生活排水対策に関する基本方針を策定するものとする。

3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項
- 二 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項
- 三 その他生活排水対策に関し必要な事項

4 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(生活排水を排出する者の責務等)

第八十四条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自主的に行うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(生活排水の適正な処理)

第八十五条 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道（同号イに該当するものに限る。）が整備されている区域及び同法第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設（農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設をいう。）に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければならない。

(市町村に対する支援)

第八十六条 県は、市町村に対し、合併処理浄化槽の設置その他の生活排水対策を推進するために必要な技術的支援その他の支援を行うよう努めるものとする。

《「生活排水対策に関する基本方針」の概要》

1 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項

生活排水対策についての啓発を行うに当たっては、県民及び事業者が各々の役割を果たすため、多様な啓発事業により意識の高揚及び効果的な実践活動を促進する。

- (1) 県民運動の推進
- (2) 県民に対する啓発
- (3) 事業者に対する啓発
- (4) 生活排水対策関係法令の周知

2 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項

生活排水対策は、上流・中流・下流域の市町村が連携して施策を行うことが重要である。このため、県は市町村が実施する生活排水対策のための施策の総合調整を行う。

また、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁を防止するために、生活排水対策の実施を推進することが特に必要である地域について、水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」の指定を行う。

- (1) 生活排水処理施設の整備の促進
- (2) 市町村における生活排水処理施設整備に関する協力・支援
- (3) 生活排水対策重点地域を有する市町村間における調整及び協力・支援
- (4) 市町村に対する技術的支援及びその他の支援

3 その他生活排水対策に関し必要な事項

- (1) 生活排水対策関係団体との連携
- (2) 生活排水対策に関する情報の収集及び提供
- (3) 生活排水対策に関する調査・研究及び処理技術の開発

8-4 油ヶ淵水質浄化促進協議会設置要綱

(目 的)

第 1 油ヶ淵の水質浄化を図るため、油ヶ淵水質浄化促進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第 2 協議会は、第 1 の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 水質保全対策の推進に関すること。
- (2) 水質保全のための啓発及び実践活動に関すること。
- (3) 水質浄化促進行動計画の策定・実施及び効果の評価に関すること。
- (4) 水質保全のうちにごり改善対策に関すること。
- (5) 水質保全のための調査、研究に関すること。
- (6) 水質保全に必要な情報交換に関すること。
- (7) その他水質保全に必要と認められること。

(構 成)

第 3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 愛知県知事
- (2) 碧南市長
- (3) 安城市長
- (4) 西尾市長
- (5) 高浜市長

(役 員)

第 4 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監 事 1 名

2 会長は、愛知県知事をもってあてる。

3 副会長及び監事は構成員の互選により定め、その任期は 1 年とする。

(役員職務)

第 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会 議)

第 6 協議会は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 協議会には、議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(幹事会)

第 7 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、会長が召集し、別表 2 に定める者が議長となる。

4 幹事会には、議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(幹事会の所掌)

第 8 幹事会は、協議会の委任を受けた事項について企画立案及び決定を行う。

(作業部会)

第 9 幹事会は、企画立案に必要な調査研究を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第 10 協議会の事務を処理するため、別表 3 のとおり事務局を置く。

(委員会等)

第 11 協議会は、事業の実施に必要な場合に有識者等から意見を求めることができる。

(コンソーシアム等)

第 12 協議会は、事業の実施に必要な場合に任意の事業体を設置することができる。

(経 費)

第 13 協議会の経費は、愛知県、碧南市、安城市、西尾市及び高浜市の負担金並びにその他の収入をもって充てる。

(雑 則)

第 14 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 1 1 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 5 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 7 の 2 関係）

愛 知 県	環境局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 西三河県民事務所長 西三河農林水産事務所長 西三河建設事務所長 知立建設事務所長
碧 南 市	経済環境部長 建設部長 開発水道部長
安 城 市	産業部長 環境部長 建設部長 上下水道部長
西 尾 市	産業部長 環境部長 上下水道部長
高 浜 市	市民部長 都市政策部長

別表 2（第 7 の 3 関係）

事 業	議 長
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) 以外に関する事項について	愛 知 県 環 境 局 長
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) に関する事項について	愛 知 県 建 設 局 長

別表 3（第 10 関係）

所 掌 事 務	事 務 局
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) 及び (4) 以外に関する事項について	愛知県環境局環境政策部 水大気環境課
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(3) に関する事項について	愛知県建設局 上下水道課及び河川課
要綱第 2 に掲げる事業のうち、(4) に関する事項について	愛知県 環境局環境政策部水大気環境課、 農業水産局農政部農業経営課 及び 建設局河川課